

高齢者のバス・タクシーの利用を助成

すその一の運行区域外に住んでいる方が対象

すその一の運行区域外に住んでいる高齢者の方に、市内を運行する路線バスとタクシーで利用できる利用助成券を交付します。助成券の交付を希望する高齢者の方は、企画政策課で申請してください。

企画政策課
☎995-1804

すその一の運行区域外に住んでいる方が対象

市に住民登録があり、次の対象地区に住んでいて、昭和 22 年 4 月 1 日までに生まれた方

対象地区

公文名 5 区	峰下市の瀬区	切久保区
上原区	上原団地区	原区
上須区	深良新田区	岩波区
千福区	御宿新田区	上城区
中村区	下条区	中里区
田場沢区	森脇団地区	上ヶ田区
金沢区	今里区	下和田区
呼子区	矢崎区	トヨタ区
御宿台区	千福が丘区	須山地区全域

1 回の乗車で 100 円を助成

助成額／1 回の乗車につき 100 円

助成券の交付枚数／同一年度 1 人につき 10 枚

有効期限／平成 30 年 3 月 31 日

利用方法／現金で運賃を払うときに、乗務員に本人確認のできるものを提示し、助成券を提出してください。現金以外で運賃を支払う場合は、助成券の利用ができません。他の助成券、クーポン券などとの併用はできません。

その他／他人（家族・親族を含む）への譲渡、換金はできません。

乗降場所のどちらかが市内なら利用可

助成券は、市内を運行する次の事業者の路線バスまたはタクシーで、乗降場所のどちらかが市内の場合に利用することができます。

【路線バス】 富士急バス ※高速バスは利用不可

【タクシー】 安全タクシー、ミツワタクシー

企画政策課で交付申請を

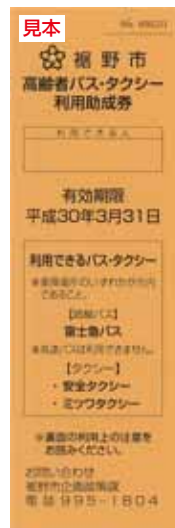
助成券の交付を希望する方は、企画政策課で所定の申請書に必要事項を記入し、提出してください。

持ち物／本人確認ができるもの

※代理の方が申請する場合は、対象者と代理の方の本人確認ができるものを提示してください。



今年度利用できる助成券はオレンジ色です。



5/15 ~ 5/17 は支所で受け付け

助成券の交付申請は、次の日程で各支所でも受け付けます。本人確認ができるものをお持ちの上、申請してください。

と き	ところ
5 月 15 日(月) 9:00 ~ 12:00	須山コミセン
5 月 16 日(火) 9:00 ~ 12:00	深良コミセン
5 月 17 日(水) 9:00 ~ 12:00	富岡コミセン

◆本人確認ができるものとは

【1 つでよいもの】

- マイナンバーカード ●パスポート
- 顔写真付き住民基本台帳カード
- 自動車運転免許証など官公庁が交付した顔写真付きの証明書・免許証

【2 つ必要なもの】

- 健康保険などの被保険者証 ●年金手帳など